

和歌山県立医科大学大学院入学金減免取扱要綱

制 定 平成7年3月8日

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年和医大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づき、和歌山県立医科大学大学院（以下「大学院」という。）の入学金（以下「入学金」という。）の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の方法及び額)

第2条 入学金の減免は、減免を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。

2 入学金を減免することができる額は、納付すべき入学金の全部又は2分の1に相当する額とする。

(減免の対象)

第3条 入学金の減免を受けることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の長期療養、失業、事業の倒産等の経済的理由により入学金の納付が著しく困難であり、かつ入学する者の学業が優秀であると認められる場合
- (2) 入学金の納期前1年以内において、学費負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受け、入学金の納付が著しく困難になったと認められる場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、理事長が相当と認め理由がある場合

(減免の申請手続)

第4条 入学金の減免を受けようとする者は、入学金減免申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、納期までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 学費負担者の属する世帯の「経済状況調書」（別記第2号様式）
- (2) 第3条各号に掲げる者であることを証するに足りる関係官公署の長の証する書類
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(減免の決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の規程により入学金の減免の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、大学院研究科委員会の審議を経て決定するものとする。

2 理事長は、入学金の減免を適当であると認めたときは入学金減免決定通知書（別記第3号様式）により、減免を不相当と認めたときは入学金減免不承認通知書（別記第4号様式）により、通知するものとする。

(納付猶予)

第6条 理事長は、入学金の減免の承認又は不承認の決定するまでの間、納期から1年間を限度として当該入学金の納付を猶予することができる。

(減免の決定の取消し)

第7条 理事長は、減免の承認を受けている者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該減免の決定を取り消すことができる。この場合、入学金の減免の取消しをしたときは、入学金減免決定取消通知書（別記第5号様式）によりその旨を減免を受けている者に通知するものとする。

- (1) 申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 大学院学則による懲戒処分を受けたとき。

2 前項の規定により決定を取り消された者は、その取消しに係る入学金を納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

経済状況調査									
フリガナ					学部 大学院		学科 研究科		年
氏名									
本人現住所		㊦ - ※（自宅・自宅外〔 〕）							
家族現住所		㊦ - ※（持家・借家・社宅・その他〔 〕）							
家族	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業		勤務先		
		父							
		死亡・生別・無職等の場合 その年月（ 年 月）理由（ ）							
	母								
就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名		学年	通学別		
				立			※ 自宅・外		
				立			※ 自宅・外		
				立			※ 自宅・外		
				立			※ 自宅・外		
障害者	本人との続柄		障害の種類				手帳番号		
長期療養者	本人との続柄		傷病の状況						
収入状況	給与所得		商工林水産業所得		農業所得		その他の職業・雑所得		左記以外の臨時所得
	給与・賃金（賞与も含む） 千円		営業種目		作付面積 農地 田 a 畑 a		職種 () 千円		退職金 千円
	役員報酬（賞与を含む） 千円		営業形態 個人経営 同族会社 その他		果実園芸 a 牧草地 a		家賃・地代 千円		保険金 千円
	専従者給与 千円		設備機械		米・麦・雑穀 千円		利子・配当 千円		資産譲渡 千円
	年金・恩給 千円		台		野菜・果実・園芸 千円		その他 () 千円		山林所得 千円
	扶助料 千円		台		その他 () 千円				その他 () 千円
	その他 千円		その他 専従者 家族 使用人 人 人						
	収入金額計 千円		売上高計 千円		収入金額計 千円		収入金額計 千円		収入金額計 千円
	控除額 千円		必要経費 千円		必要経費 千円		必要経費 千円		必要経費 千円
	差引所得金額 千円		差引所得金額 (利益金額) 千円		差引所得金額 (利益金額) 千円		差引所得金額 (利益金額) 千円		差引所得金額 (利益金額) 千円

(注) ※印は該当するものに○印を付けること。

入学金減免決定通知書

年 月 日

学部 学科 年
大学院 研究科 年
氏名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長

年 月 日付で申請のあった入学金の減免については、下記のとおり
決定する。

記

1 減免額 金 円（ 全額 ・ 半額 ）

入学金減免不承認通知書

年 月 日

学部 学科 年
大学院 研究科 年
氏名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長

年 月 日付で申請のあった入学金の減免については、不承認と決定しました。

入学金減免決定取消通知書

年 月 日

学部 学科 年
大学院 研究科 年
氏名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長

年 月 日付で決定した入学金の減免については、下記のとおり減免を取消したので通知します。

記

1 減免取消額 円（全額・半額）

2 取消の理由

（注）納付すべき入学金については、別添の納入通知書のとおりですから指定された納期限までに納入して下さい。